

公安委員会 説明資料No. 1	自動車運転代行業者の認定取消し処分に係る聴聞の 実施について	令和5年1月12日 交 通 部
--------------------	-----------------------------------	--------------------

議題事項

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づき、正当な事由なく六月以上の営業実態が無い自動車運転代行業者について、認定の取消し処分のため、聴聞を実施する。

1 聴聞の日時

令和5年2月3日（金）午前10時

2 聴聞の場所

県警察本部 聴聞室

3 聴聞の主宰者

県警察本部交通部統括参事官兼交通企画課長

4 聴聞を受ける者（不利益処分の名宛人）

所在地 高松市

名称 A社（代表者 甲男）

営業種別 自動車運転代行業

5 不利益処分（認定の取消し）の必要性

香川県公安委員会から自動車運転代行業の認定を受けているA社は、令和4年6月から、正当な理由なく六月以上の営業実態が無く、現に営業を営んでいない事実が判明したことから、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく認定の取消し処分のため、聴聞を実施するものである。

6 聴聞の公示

代表者等が所在不明等の場合は、聴聞の通知に係る書面を香川県公安委員会掲示板に掲示する。

報告事項

11月県議会定例会において、代表質問では「警察行政のデジタル化」等について、総務委員会では「電動キックボードの交通安全対策」等について、一般質問では「自転車の交通安全対策」等について、それぞれ質疑答弁が行われた。

閉会日、「令和4年度香川県一般会計補正予算議案」等の公安委員会関係議案は、全会一致で原案どおり可決された。

第1 11月県議会定例会

1 会期

令和4年11月24日（木）から同年12月15日（木）までの22日間

2 代表質問（11月28日）

自民県政会 氏家議員 ○警察行政のデジタル化について
自民議員会 平木議員 ○交番等における県民に身近な警察活動について
立憲みらい 竹本議員 ○警察官の定年延長に向けた人材の確保について

3 総務委員会（11月30日）

立憲みらい 木村委員 ○電動キックボードの交通安全対策について
自民議員会 香川委員 ○消費者行政の推進について
自民議員会 平木委員 ○SOSポスターの表現について

4 一般質問（12月12・13日）

立憲みらい 森 議員 ○自転車の交通安全対策について
考える会 氏家議員 ○特殊詐欺対策について

5 公安委員会関係議案の採決状況

閉会日に、公安委員会関係議案「令和4年度香川県一般会計補正予算議案」「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例議案」が上程され、原案どおり全会一致で可決された。

第2 決算行政評価特別委員会

1 総務委員会審査（10月17日）

国民民主 鏡原委員 ○移動交番車の運用について
立憲みらい 森 委員 ○自転車のマナーの問題について
立憲みらい 高田委員 ○県警察におけるIT化・デジタル化について

2 総括審査（11月4日）

自民県政会 松原委員 ○交通死亡事故抑止対策について

公安委員会 説明資料No. 3	初任科第 92 期（長期課程）卒業式の挙 行について	令和 5 年 1 月 12 日 警 務 部
--------------------	-------------------------------	--------------------------

報告事項

初任科第 92 期生（長期課程）25 人は、県警察学校における 10 か月間の初任教養を修了し、1 月 27 日、卒業する。卒業後は、警察署に配属され、採用時教養の一環として、職場実習を行う。

1 日時・場所

令和 5 年 1 月 27 日（金）午後 1 時 30 分～
県警察学校体育館

2 卒業生

- (1) 初任科第 92 期生（長期課程）25 人（うち女性 6 人）
- (2) 教養期間
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 27 日（入校日数 302 日）
- (3) 年齢（卒業時）
最年長 26 歳 4 か月 最年少 18 歳 10 か月 平均 20 歳 8 か月

3 出席者

- (1) 来賓
知事、県議会議長、高松地方検察庁検事正
- (2) 警察関係
公安委員会委員長、警察本部長、警察本部各部長、首席監察官、地域監等
- (3) その他
卒業生家族

4 式次第

裏面のとおり

5 その他

卒業生は、県下各警察署に配属され、職場実習を行う。

初任科第92期（短期課程）卒業式次第

- 1 開式
- 2 国歌斉唱
- 3 卒業証書授与
- 4 本部長賞誉授与
- 5 優等証書及び表彰状授与
- 6 学校長式辞
- 7 辞令交付
- 8 本部長訓示
- 9 公安委員会委員長挨拶
- 10 来賓祝辞
 - 知事
 - 県議会議長
 - 高松地方検察庁検事正
- 11 卒業生代表答辞
- 12 香川県警察歌斉唱
- 13 閉式

報告事項

全警察署に対する業務監察及び服務監察を実施した結果、おおむね良好であった。

1 実施期間

令和4年10月から12月までの間

2 対象所属

全警察署

3 実施者

担当監察官及び監察補佐員

4 監察項目

(1) 業務監察

ア 地域警察における事件処理及び装備品等の適正な管理状況

(ア) 事件管理・引継の確立状況

(イ) 幹部による指導・教養状況

(ウ) 装備品・給貸与品等の適正な運用と保管管理状況

イ 適正な警備警察活動の推進状況

(ア) 情報管理に関する指導教養の実施状況

(イ) 文書管理の実施状況

(ウ) 電磁的記録媒体の管理の実施状況

(エ) 事件管理の実施状況

(2) 服務監察

ア 非違事案防止対策の推進状況及び各種事故防止対策の取組状況

イ 職員の指導・支援の実施状況

ウ ハラスメント防止対策の推進状況

エ 通常点検、術科訓練

5 実施結果

おおむね良好であったが、「地域警察における事件処理及び装備品等の適正な管理状況」、「非違事案防止対策の推進状況及び各種事故防止対策の取組状況」等について一部指導を行った。

公安委員会 説明資料 No. 5	令和4年度第2回管区監察の受監結果について	令和5年1月12日 警務部
---------------------	-----------------------	------------------

報告事項

令和4年度第2回管区監察を受監した結果について報告する。

1 管区監察

(1) 監察実施項目

捜査情報の管理及び情報漏えい防止施策の推進状況

(2) 受監日及び所属

令和4年9月15日(木) 刑事企画課、捜査第二課、地域課

令和4年9月16日(金) 三豊警察署

(3) 警察庁監察担当官等

中国四国管区警察局四国警察支局～首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

概ね良好であったが、一部助言すべきと認められる事項あり

2 交番等に対する監察

(1) 監察実施項目

交番・駐在所施設の管理状況等

(2) 受監日及び所属

令和4年9月15日(木) 高松南警察署(栗林交番、今里交番)

令和4年9月16日(金) 三豊警察署(二宮駐在所)

(3) 警察庁監察担当官等

中国四国管区警察局四国警察支局～首席監察官、監察官、課長補佐、係長

(4) 受監結果

良好で指導事項なし

報告事項

令和4年中の交通事故死者数は2年連続減少し、統計資料が残る昭和23年以降2番目に少ない32件35人（前年比－2人）となった。

全死者に占める高齢者の割合が約7割に上り、道路横断中や車両単独による死亡事故が目立った。

1 交通事故の発生状況

区分	令3年	令4年	増減数	増減率(%)
発生件数(件)	3,287	3,144	△ 143	△ 4.4
死者数(人)	37	35	△ 2	△ 5.4
負傷者数(人)	3,957	3,730	△ 227	△ 5.7

(1) 発生件数、死者数、負傷者数ともに前年より減少した。

(2) 人口10万人当たりの死者数は3.72人で全国ワースト4位となった。（全国平均2.08人）

2 交通死亡事故（32件35人）の主な特徴 注：令和3年は37件37人で、[]内は同年の数値を示す。

(1) 当事者別は、自転車、二輪・原付の死者数が大きく減少した。

○ 歩行者15人[11人]、自転車5人[9人]、二輪・原付3人[7人]、四輪12人[10人]

※ シートベルト非着用6人[6人]、助命可能性あり2人[4人]

(2) 類型別は、車両相互の死者数が大幅に減少するも、人対車両、車両単独は増加した。

○ 人対車両12人[8人]（うち道路横断中9人[7人]）、車両相互6人[17人]、車両単独15人[10人]、列車2人[2人]

(3) 年齢別は、高齢者の死者数が増加し、全死者の約7割を占める。

○ 高齢者24人(68.6%) [22人(59.5%)]

※ 内訳：歩行者12人[9人]、自転車4人[7人]、二輪0人[2人]、四輪8人[4人]

3 交通事故死者数の年別推移

区分	平29年	平30年	令元年	令2年	令3年	令4年	過去5年(平29～令3年)平均
交通事故死者数(人)	48	44	47	59	37	35	47.0
人口10万人当たり死者数(人)	4.94	4.55	4.89	6.17	3.89	3.72	4.89
全国ワースト順位(位)	5	6	3	1	3	4	—
うち高齢者死者数(人)	28	28	24	44	22	24	29.2

4 令和5年の交通死亡事故抑止推進重点

- (1) 交通安全思想の普及促進
- (2) 安全運転の確保
- (3) 道路交通秩序の維持
- (4) 道路交通環境の整備